

参加費  
無料

定員  
①500名  
②250名

事前  
予約制

広島労働局

# 改正労働施策総合推進法等説明会

- カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

また、従業員101人以上の企業は「男女間賃金差異」「女性管理職比率」の公表が義務化されます。

本説明会では、法改正のポイントと企業に求められる対応をわかりやすく解説します。

福山会場

① 2026年 2月24日 火  
13:30~15:30

広島県民文化センターふくやま  
(エストパルク) ホール  
福山市東桜町1-21

広島会場

② 2026年 2月26日 木  
13:30~15:30

広島YMCA国際文化センター  
国際文化ホール  
広島市中区八丁堀7-11

申込方法

ホームページからお申込みください

<https://joseikatsuyaku.mhlw.go.jp/>

申込締切：2月17日（火）

(申込ホームページ)



※①・②共に13:00受付開始・同内容

※①・②共に専用駐車場はございません。

公共交通機関をご利用ください。

対象

企業の人事・労務担当者・経営者様 / 管理職の方々 / 女性活躍推進にご关心のある方  
特に、新たに情報公表義務が生じる従業員101~300人の企業の皆様は必見です。

何が変わるの？

## 法改正 2つの大きなポイント



### ハラスメント対策の強化

【対象：すべての企業】

事業主の防止措置が義務となります

#### ✓ カスタマーハラスメント

カスタマーハラスメント（顧客等からの著しい迷惑行為）から従業員を守るために措置が必要です。

#### ✓ 求職者等へのセクシュアルハラスメント

いわゆる「就活セクハラ」を防止するための措置が必要です。

### 女性活躍推進の強化

【対象：主に従業員101人以上の企業】

情報公表の義務が拡大されます

#### ✓ 男女間の賃金差異

男女の賃金の差異（「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の3区分）を算出し公表する必要があります。

#### ✓ 女性管理職比率

管理職に占める女性労働者の割合を算出し公表する必要があります。

こんなお悩み・疑問を個別に相談したい時は

「民間企業における女性活躍推進事業」の専門家派遣（無料）をご利用ください

- 何から手をつければ良いか、具体的な進め方がわからない
- 女性活躍の他社の取り組み事例を参考にして、自社に活かしたい
- 行動計画の策定や情報公表の具体的な方法を知りたい

ご相談はこちらから



お申込みを除く、お問い合わせはこちら  
広島労働局雇用環境・均等室



082-221-9247

（受付時間：平日 8:30~17:15）

※説明会の内容は、後日、広島労働局ホームページ等で公開予定です